

第8章 改善事業の実施方針

団地・住棟の状況に応じた改善事業の必要性・効果を考慮し、改善事業類型ごとの実施方針を以下のとおりとします。

以下の実施方針に基づき、今後も継続して管理する住棟を耐用年限まで活用するため、長寿命化型改善の実施を進めるとともに、各住棟の現況を踏まえ、安全性や居住性等に関して課題が残る住棟においては、安全性確保型や居住性向上型等の改善事業を実施していきます。



(1) 安全性確保型

既存エレベーターの耐震改修を行い、非常時に円滑に避難できるよう改修するなど、入居者が安全に暮らすことができるよう、住戸・住棟の安全性を高める改善を行います。

(2) 長寿命化型

外壁改修や屋上防水の断熱改善、外部手摺のアルミ化などを一体的に行う大規模改善工事により、長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から、予防保全的な改善を行います。

(3) 福祉対応型

集会所のトイレのバリアフリー化を図るなど、高齢者等が安全・安心に居住できるよう、施設のバリアフリー化を進めます。

(4) 居住性向上型

開口部をアルミサッシに交換するなど、住戸・住棟設備の機能を改善し、居住性を向上させます。